

控訴状

令和7年12月23日

東京高等裁判所 御中

〒252-0021
神奈川県座間市
緑ヶ丘6丁目1番23-102号
レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ
控訴人（1審被告） 宮 部 龍 彦

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
被控訴人（1審原告） 池 田 三 男

訴訟物の価格 金1,710,000円

貼用印紙額 金21,000円

上記当事者間のさいたま地方裁判所令和5年（ワ）第2913号オンライン記事掲載差止等請求事件につき、令和7年12月17日下記判決の言渡しを受け、控訴人は、同月20日判決正本の送達を受けたが、同判決の敗訴部分は不服であるから、控訴する。

第1 原判決の表示

- 被告は、別紙1記事目録記載の各記事を削除せよ。
- 被告は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙1記事目録記載の各記事について、ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、上演、戯曲、映画

化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。）等の一切の方法による公表をしてはならない。

- 3 被告は、個人原告に対し、11万円及びこれに対する令和6年1月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 個人原告のその余の請求を棄却する。
- 5 原告解同埼玉県連の請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用は、被告に生じた費用の5分の2及び原告解同埼玉県連に生じた費用を同原告の負担とし、被告に生じた費用の5分の2及び個人原告に生じた費用の3分の2を同原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 7 この判決は、第3項に限り、仮に執行することができる。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。
との判決を求める。

第3 控訴の理由

追って、控訴理由書を提出する。

附 属 書 類

1. 控訴状副本 1通